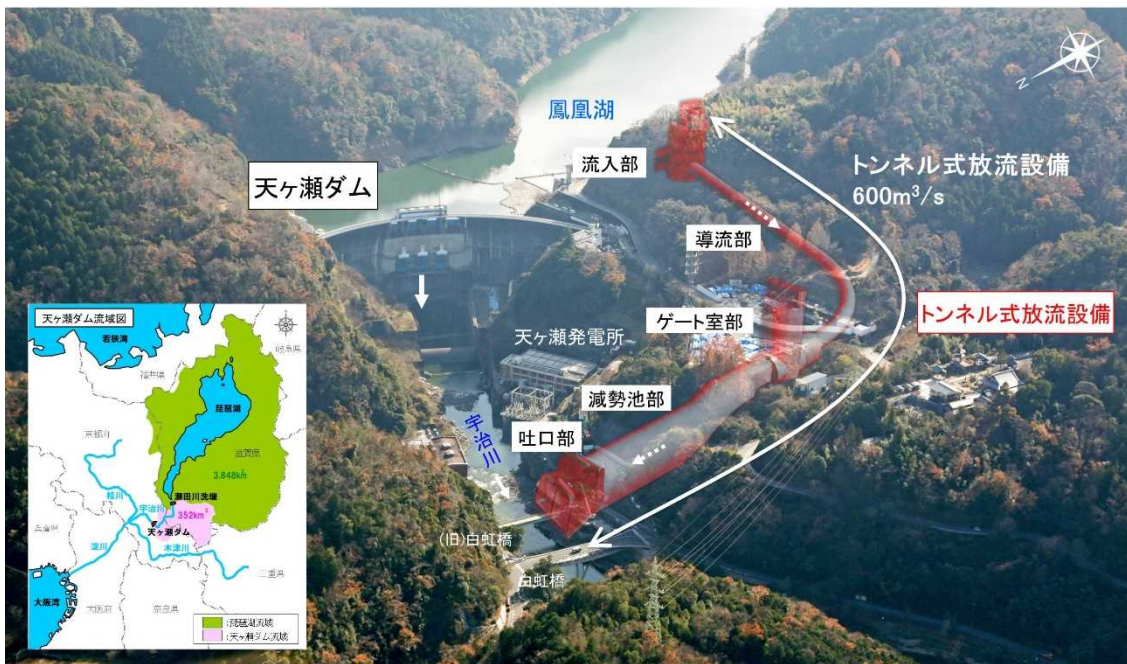


天ヶ瀬ダム操作規則の変更に係る知事意見について

天ヶ瀬ダム再開発事業の完成に伴う天ヶ瀬ダム操作規則の変更について、国から特定多目的ダム法第 31 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年 1 月 30 日付けで知事意見聴取があったところ。操作規則（変更案）の概要および知事意見について報告します。

1 天ヶ瀬ダム再開発事業の概要

- 場所：京都府宇治市^{まきしま}槇島町（淀川水系宇治川）
- 目的：洪水調節（宇治川・淀川の洪水防御、琵琶湖水位低下のための放流能力増強）
水道用水の供給（京都府営水道：0.60 m³/s 増大）
発電能力の増強
- 諸元：トンネル式放流設備 延長 617m、内径 10.3m、計画放流量 600 m³/s



出典：国土交通省琵琶湖河川事務所 HP データに一部加筆

2 操作規則変更（案）のポイント

- 予備放流時（規則第 15 条）、洪水調節時（規則第 16 条第 1 項）、洪水調節後のダム水位低下のための放流時（規則第 17 条）
放流量：840 m³/s ⇒ 1,140 m³/s
- 2次調節^{*}時（規則第 16 条第 2 項）
※宇治川の水位がピークを迎えた後、淀川本川の水位上昇を抑えるための操作
放流量：160 m³/s ⇒ 250 m³/s
- 琵琶湖水位低下のための放流時（規則第 18 条第 1 項）
放流能力：900 m³/s ⇒ 1,500 m³/s
（規則に具体的な放流量の記載はないが、放流能力増強分が増加）

3 琵琶湖周辺に対する効果

- 瀬田川洗堰操作への効果

↓
全閉頻度の減少、全閉を含む制限放流時間の短縮

- 琵琶湖周辺に対する効果

琵琶湖水位の上昇抑制・ピーク水位低下、浸水時間の短縮

4 知事意見

天ヶ瀬ダム操作規則の変更については、瀬田川洗堰の全閉頻度の減少や全閉を含む制限放流時間の短縮に繋がることから、同意する。

なお、次の事項について、特段の配慮をお願いする。

- ・天ヶ瀬ダム再開発事業により増強された放流能力を最大限活用し、瀬田川洗堰の制限放流が改善されるよう、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討されたい。
- ・琵琶湖治水事業や天ヶ瀬ダム再開発事業の効果が効率的かつ安全に発揮されるよう、環境や景観の保全等に配慮しながら、瀬田川（鹿跳溪谷）および大戸川ダムの整備を早期に実施されたい。

5 今後の予定

- 令和5年3月 操作規則を変更することに対する知事意見回答
- 令和5年4月 変更後の操作規則による運用開始

参考 関係法令

【特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号） 抜粋】
（操作規則）

第31条

- 3 国土交通大臣は、多目的ダムの操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及びダム使用权の設定予定者又はダム使用权者の意見をきかなければならない。

天ヶ瀬ダムの洪水時の操作（変更後）

